

ものをもてあります。委員長会費という点でございますがこれは委員と一本にすべきであり当初予算では理事者の方表が同様の行へという二とで提案したわけを理事者においても將來一本化されるであらうかと存じます。又消防団員の増に伴う経費について当初予算の付け回りの増減の減りから米などの大体の線を出したわけでございますが総論としてはこれを期えろというのが理事者の考えであり了承したわけでございます。

八番(神野藤操)議長

一議長(高橋千吉)六番

八番(神野藤操)建設委員長が尋ねた点でございますが農業本員長報酬にふても委員長会三万九千九百円計上されておりますがいろいろ分解してあげれば委員長の出席回数も出てくるからいろいろ点の説明が出ておられない。議会が約束したものが細部を査するにあたりそれだけ多しなものが必要でありますので今後十分指導していただきたいと思います。都市計画費について臨時会

に於いて審議会委員が三名増加され予算の中には組まれておらずいかに点の増大した。又各種委員中牧場の職員や官庁の職員が入っている場合等部分的に付けずして計算されていながら都市計画の場合等構成委員の方が三名入って計算されておるようですがこの点委員長に打開していただきたいと思います。

一六番中西虎蔵(議長)

一議長(高橋千吉)九番

九番(中西虎蔵)農業関係中委員長会費三万九千九百円ですが本員会に於いてもいろいろ御意見等があり結局今回初めて出されたものを本員会として異論なく認めたいわけでございます。又都市計画費のうち審議会委員三名追加分が付け多し出ていへんということですが定数中職員とか部の職員も入るあたり本員会として付け数を約にわからずいものでは審議会がたゞでないというところで理事者に強くお願いした次第でございます。

報酬も現校給にありまして、その点も厚意でござるというところでありますので、
よろしく願う所願いたします。

一 審 (神野藤 様) 議長

一 議長 (高橋千寿) 一 審

一 審 (神野藤 様) 申東立合人が校長選挙の件にまつたかどりが不明であります。

一 財政課長 森田 様 財政課の選挙で申東立合人で行く投票立合人であるという
ふうに選挙管理委員会から格闘を受け先般の議会に於いて衆創改正が
ござる千円とつたわけをござります。投票所の準備費であります。が
投票所の準備に伴い選挙管理委員会に選挙所ごとに職員がゆかり
準備するわけを昨日まで分を支払うわけをござります。

一 審 (神野藤 様) 議長

一 議長 (高橋千寿) 一 審

一 審 (神野藤 様) 大体さういたしますが、わけわけ議員が予算審議にあたり

一番大切な中数字であり、その数字がはいりてあつたにござるわけい

今回の補正もほとんどが報酬が主とござるわけ見積りも事実と相当違ひ
があるというところと又内容に於いては非難に不統一というところ、課ごと多少
事情が違ひますし、かつ内訳をばり書いて、さうところを改めて書い
て、さうものなごういふあります。予算書は財政課で統一してござるい
ろと思ひます。かつ、その点、財政課の機能を十分發揮し、十分をばりいふた
たいと思ひます。わけわけも本年度大きな事業が山積し、事業を遂行して
いくうえで、傾斜はとり、かつ内容に於いても傾斜が姿をばりし、住民に安
心をばりさうに努力をばりせねばならぬわけあります。から、予算書
の中にも、さういふ構えを入れてほしいと思ひます。当初予算の時には格闘した
と思ひがまだ十分であり、強く理事者側にその点要求するものを今後二
のような二つのなごういふ願ひいたします。

一 議長 (高橋千寿) 二れにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) ありがとうございます。議案第六十号は本員長報告の通り決すものに
御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと決めます。よって議案第六十号は本員長報告の
通り決まいたしました。

議長(高橋千春) 日程第六十四号は本年度福生町と高陽村の合併補正予算案第一
号について議案第六十号を議題に供します。本件はつくば建設委員会に
決してありますので本員長から報告願います。

九番(中西茂蔵) 御報告ありがとうございます。審査報告をいたします。

(議案第六十号報告書朗読)

今回の補正予算は合併に伴う合併料が計上されていながら業者との話し
合いがつかない。故に計上額八千五百四十万円、又施設等の予算が主で二割い
ます。

業者に支払う合併金が若干あり、これに基づき施設の改善とか、組合計の繰入
れというところに使われるであろう。町議会のほうでお願いいたします。

議長(高橋千春) 三つより本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) 次はかりにいたします。議案第六十号は本員長報告の通り決す
るに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(高橋千春) 御異議なしと決めます。よって議案第六十号は本員長報告の通り
可決いたしました。

議長(高橋千春) 日程第六十五号は福生町と高陽村の合併補正予算案第二
号は建設委員会に審査を付託してありますので本員長から報告

願います。

九番(中西虎蔵)議長

議長(高橋千寿)九番

九番(中西虎蔵)副議長がおりましたので慎重報告をさせていただきます。

(議案審査報告書朗読)

加美平用光に引当り既述武蔵野の事業にあたり非常に重要な条例であり
ますので本委員会に於いては各条項ごとに慎重審議の結果原案をとりし
たわけでございます。よろしく御審議の用とお願いいたします。

議長(高橋千寿)これはより本委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千寿)これにて質疑を終結いたします。

議長(高橋千寿)おわかりいたします。議案第六十五号は本委員長報告の通り決す

るに御異議ありませんか。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千寿)御異議なしと認めます。トウ議案第六十五号は本委員長報
告の通り決まいたしました。

六番(神野藤操)三三で暫時休憩願います。

議長(高橋千寿)三三に一時休憩の旨がおりましたが休憩するに御異議ありませんか。

ええ。

(異議なしと認む者あり)

議長(高橋千寿)御異議なしと認めさせていただきます。

休憩 午後十時四十八分

開議 午後十一時六分

議長(高橋千寿)休憩前に引き続き議案審査を行います。

議長(高橋千寿)日程第九福生町立野球場使用条例の一部改正する条例案につ

いて議案第六十四号を議題に供します。本件については総務委員会に審

査を付託してありますので委員長から報告を願います。

―審(大久保)即議長

―議長(高橋千寿)上審

―上審(大久保)即討名がありましたので審査報告を行います。

(議案審査報告書朗読)

即決の通り十日三日内を五日内に又一日三野由次郎を三百円から五百円に
き上げようとするもので、船島においても同様であり、金子村二小よりも高い
という点で慎重審議した結果、東京通りを決定するべきものと決定いたしました。
このように同審議の上、東京通り即可決あらんことをお願いたします。

―議長(高橋千寿)二小より委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしとすべきあり)

―議長(高橋千寿)二小にて質疑を終結いたします。

―議長(高橋千寿)おはかりいたします。議案第六号は、本委員長報告の通り決するに

御異議ありませんか。

(異議なしとすべきあり)

―議長(高橋千寿)即異議なしと認めます。よって議案第六号は、本委員長報告の通り決
いたします。

―議長(高橋千寿)日程第十番、所水道事業の契約の方法の特例に関する条例案、議案
第六号を議題に供します。本件については、厚生委員会に審査を付託して
ありますので、委員長から報告を願います。

―審(大久保)即議長

―議長(高橋千寿)審

―上審(大久保)即審査報告を行います。

(議案審査報告書朗読)

本件は、同じく、地方自治法の改正により、先般の十日に即決された、
第九号、本法の方法による契約に関する条例を廃止する条例に基き、地方自治法

ことを願ひ申し上ります。

議長高橋千寿(二)水より本議長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認む者あり)

議長高橋千寿(三)水にて質疑を終結いたします。

議長高橋千寿(四)水よりいいたします。議案第二十号は本議長報告の通り決すことに異議ありませんか。

(異議なしと認む者あり)

議長高橋千寿(五)水より異議なしと認めます。よって議案第二十号は本議長報告の通り決いたします。

議長高橋千寿(六)日程第五号は保育所援助に関する諸願書諸願第五号を議題に決します。本件はついては厚生委員会に審査を付託しておりますので本議長からの報告を願ひます。

議長(大忍秀伍)議長

議長高橋千寿(七)水

議長(大忍秀伍)副議長より審査報告をいたします。

(諸願審査報告書朗読)

本件の諸願経過を申し上げますと先般の八月に保育所の園基準備について負担が大きくなりからその適宜であるというところを建設の四百三十円を負担してこれという趣意でございまして、委員会としてもいろいろ実情を調査したわけを定めておいて、徴収金の長け国で野営及び私立の幼稚園に徴収するという基準額が決められておるわけをございまして、それに十九校等に別れ三千十円から六千円までという非常に幅が広く定めてこの増徴がほとんど負担している情態で近隣市町村を比べても五市、四町、青梅が二千五百十円、利村、五日市、日の出、奥多摩が三千百十円、福生が三千三百十円とございまして、又地区によらずAクラス、Bクラスというふうに指定されておいて、負担額を比べても五市、青梅市が千五百十円、王子市が千十円、日の出が三百十円

と存せられ、必ず援助してまいらる。委員会にいたしましては、所管料を十分検討し、近い将来、郡立保育園費が上るということも前見てあります。郡立の最高限度は、千九百円でもし、所管料のようない負担をするに類は、いなかといつと、少し保育園が三九人、東福が三九人、計五八人を四百三十九員超すると年額約千六百四十円となり、委員会としてもこの点今後の上昇の度合い、近隣町村と比べ、町財政課でできる範囲内にいいて、この趣意に、よりよくでる方に、おそれないことを要望し、又、国庫費も入れ、いろいろ困難もありましたが、これに当然、入るもの、理事者に、いいて、十分財政を勘案し、速やかに、きめて、いかに、いかに、要望すること、に、委員会として、決定した次第で、ごさいます。議会に、おかれまして、も、よろしく、御賛成を、お願いいたします。

議長(高橋千春) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと存するあり)

議長(高橋千春) これにて、質疑を終結いたします。

議長(高橋千春) 次は、かりに、ごさいます。諸君第五号、委員長報告の、附り、決するに、御異議ありませんか。

(異議なしと存するあり)

議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって、諸君第五号、委員長報告の、附り、決するに、ごさいます。

議長(高橋千春) 日程第十五、町財政課に、いける諸君、諸君第六号、を議題に供します。本件について、建設委員会に、審査を付託してありますので、委員長から、報告願います。

九番(中西茂蔵) 議長

議長(高橋千春) 九番

九番(中西茂蔵) 御報告が、ありましたので、審査報告を、いいたします。

(諸君審査報告を、審判決)

八月二十五日に現地の状況を市の視察し、道路建設に付いふ問題があり、財
源の供与もいふことがあります。そのうちから財政の許す限り早急にやること
にしたいと要望する次第でございます。

議長(高橋千春) 二れより本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 二れに質疑を致させていただきます。

議長(高橋千春) 次からいたします。請願第六号は本員長報告の通り決するに

即異議ありませんか。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 即異議なしと認めます。よって請願第六号は本員長報告の通り決
したものとしました。

議長(高橋千春) 日程第六、町道舗装に関する請願書、請願第七号を議題に決
します。本件については建設委員会に審査を付託しておりますので本員長

から報告願います。

九番(中西茂蔵) 議長

議長(高橋千春) 九番

九番(中西茂蔵) 町長がおりますので審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読)

本件の請願と同じような趣意でありまして舗装のいれが町の道路でほとんど
議会のあるたびに提出されつづけております。二の道路も破損が甚
しく、即舗装をされていふことがわれわれ委員会としても十分に審議し、請願の趣意
を尊重いたします。町財政を勘案の上、早急に舗装を行っていただきたいと
いう結論に達しましたのでよろしくお願いたします。

議長(高橋千春) 二れより本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと認むるあり)

議長(高橋千春) 二れに質疑を致させていただきます。

議長(高橋千春) 功中から以上です。請願第七号は、本議長報告の通り決するに即決ありませんか。

異議なしと好む者あり

一議長(高橋平春) 御異議なしと認めます。よろしく請願第2号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第五 夏期手当に关する陳情書、陳情第三号を議題に供します。本件はつくば、秋、勸告員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

一土番大久保一郎藏長

一、長高、樹平、土毒

一、毒久保一郎 別名が二つあり、これにて陳情第二号について調査報告を行
います。

陳情書直報生書朗讀

総務委員会として西多摩郡の町村長会からいす議長会へ話し合ひもあり
各町村の要請願や町村が二四カ月プラス一年、瑞穂が三カ月プラス一年
秋高が三カ月プラス一年、日の出村が二カ月、奥多摩が三カ月プラス一年
五日町が五カ月プラス一年といふ数字で、福生が三カ月プラス一年といふ
ことでございます。西多摩郡の町村長会からいす議長会の協議結果は
二三カ月プラス一年といふ線が決り、その線を違反しないよう申し合はる
され、これを基礎として慎重審議したわけをございいます。理事者としていす
の職員が良くなるように一率額を良くするたの二五カ月プラス一年という
ことにし、二三カ月プラス一年と同額にせうのでおのうに願ひたいとの意見
もあり、委員会として慎重審議の結果二五カ月プラス一年と決定したわけ
です。ごいいますのでよろしく御審議願ひます。

一、張長高橋平卷二、李長教告仁村寸五貨疑充行以米寸。

墨人知否任